

増補訂正 萩藩絵図方関係年表

山 田 稔

Revised and expanded chronology of the Hagi Domain Ezukata

Minoru YAMADA

山口県立山口博物館研究報告

第52号(2026年3月)別刷

Reprinted from

BULLETIN OF THE YAMAGUCHI MUSEUM

No.52(March 2026)

増補訂正 萩藩絵図方関係年表

山田 稔^{〔1〕}

本稿は、拙稿「萩藩絵図方関係年表」（『山口県文書館研究紀要』第三八号、二〇一一・三）並びに同「萩藩絵図方関係年表（図版編）」（『同』第三九号、二〇一二・三）の増補改訂版である。誤字や配列等を訂正するとともに、新たに二四項目・一〇図版を追加した。また、対象資料に山口県立山口博物館所蔵資料を加えた（「山口県立山口博物館所蔵絵図資料ガイド」（『山口県立山口博物館研究報告』第五一号、二〇二五・三）参照）。

凡 例

- 1 本年表は、萩藩絵図方並びに地理図師に関する、事業並びに絵図・文書類、役人の任免等の諸事項をまとめたものである。
- 2 絵図や文書等に明記されていないが、絵図方の関与が想定される事項も参考として収録した。絵図方が兼務している高札方関係、および徳山藩絵図方の設置当初の事項も含めた。
- 3 和暦欄の―は、年不詳であるが、時期的に該当すると推定されるものである。
- 4 事項欄のうち、・「」で記したものは、絵図方が作成した絵図・文書類である。表記は、原則として原標題（原文）にしたがったが、内容によっては、適宜、標題を付け直した。原標題に付された注記は、現代文に意識し、（ ）で示した。
- 5 史料による人名表記のゆれは、例えば「次兵衛」「治兵衛」↓「治兵衛」のように適宜統一した。
- 6 出典は、断らない限りすべて山口県文書館所蔵である。*印は、「諸役所控目録」（毛利家文庫九諸省四〇（一七の六、七））所収資料である。同目録の釈文は、山田稔「「諸役所控目録」にみる萩藩絵図方作製の絵図」（『山口県文書館研究紀要』第三五号（二〇〇八））を参照。
- 7 出典の略称は次のとおり。毛Ⅱ毛利家文庫、徳毛Ⅱ徳山毛利家文庫、県庁旧藩Ⅱ県庁伝来旧藩記録、両公伝Ⅱ両公伝史料。
- 8 絵図方・（郡方）地理図師欄の人名は、各項目に関係する役人等であり、在職期間を示したのではない。

〔1〕山口県立山口博物館・歴史

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
慶長一〇	一六〇五	一〇		・「慶長国絵図控図」(周防国、長門国)(重要文化財)	宇部市蔵		
慶長一七	一六一二			・「秀就公御国廻り之次第」一通	*		
慶長一八	一六一三			・「秀就公初て御入国被遊御国廻り候之時之御泊り付并上使御国廻り之時分之御泊り付」	*		
				・「防長両国村一紙八月十八日江戸参着十二月二日御帳公儀え上り申候控」	*		兼重和泉
				・「御両国絵図」一枚(兼重和泉作製、年号無し)	*		兼重和泉
				・「御両国村一紙」(兼重和泉作製、御両国石高三六万九四一石三斗二升一合引下ケ丹帳写)	*		兼重和泉
				・「三拾六万九千四百拾壹石之内萩御蔵入日向守様甲斐守様御領仕分ケ帳」(羽仁信濃作製)	*		兼重和泉 羽仁信濃
元和六	一六二〇			兼重和泉元統没。享年六一歳	譜録 兼重五郎兵衛貞連 (毛二三譜録か七四)	兼重和泉	
寛永六	一六二九	二		・「長門之内水谷之磯え鯨寄、石州飯浦長門田万村との双方出入之次第 益田越中殿家来大谷伊賀より書出」一袋	*		
寛永一〇	一六三三	六	二	・「諸郡御所務代より里数付出」一袋	*		
				・「石州より御移り之上使市橋伊豆殿外御通被成候二付羽仁善左衛門御泊り付」一帳	*		
				・「周防国絵図、長門国絵図」	*		
寛永一五	一六三八	五	一五	井上筑後守より防長の国絵図提出を命じられる。「日本国中之惣絵図」作製のため巡見使へ提出した中国地方諸国の国絵図が粗略であったことによる再提出。	秀就様御代之記録物(毛五五日記(一一の三))		
				・「井上筑後守殿絵図御好之次第書」一袋	*		
				国絵図が完成し、井上筑後守へ提出。その後、微修正があり、一〇月二〇日に再提出。	公儀所日乗(毛一九日記四 三六の六)、「御両国之図」(江戸御遺納之絵図、井上筑後殿御奉之控)(徳毛・絵図六)		
正保元	一六四四	一二	一六	・「石州飯井浦と長門田万村境先年争論之節津和野老中より書状之返状老通并絵図老枚覚書式通」(元禄二二年九月二〇日絵図方へ移管)	*		
				福岡彦左衛門、幕府御評定場において井上筑後守・宮城越前守より国絵図作製を命じられる。	公儀所日乗(毛一九日記四 三六の二二)		

慶安三	一六五〇	五	二〇	・「防長国大道小道并灘道舟路之帳」二冊、「御両国石高被仰付候絵図之野取」一袋 ・「御両国絵図被仰付候節、浦々津々え役人被差出究被仰付候絵図」	* 防長両国大絵図(毛五八)
慶安二	一六四九	五	一〇	・「江木次郎右衛門於江戸割符被仰付御帳郡用方二有之控」 ・「江木次郎右衛門於江戸割符被仰付御帳郡用方二有之控」 ・「御両国志里塚築調被仰付候節、国司備後殿より御書附老通亦式通」一袋 ・「防長之絵図之儀二付、曾根源左衛門殿え被差出候」一袋 ・「防長村一紙、甲斐守様・日向守様・美濃守様村一紙」三冊	* 石高訂正届控(臬守旧藩二八六) * 防長両国大絵図(毛五八) * 防長両国大絵図(毛五八) * 防長両国大絵図(毛五八) * 防長両国大絵図(毛五八) * 防長両国大絵図(毛五八) * 防長両国大絵図(毛五八)
慶安元	一六四八	八	八	・「御両国志里塚築調被仰付候節、国司備後殿より御書附老通亦式通」一袋 ・「防長之絵図之儀二付、曾根源左衛門殿え被差出候」一袋 ・「防長村一紙、甲斐守様・日向守様・美濃守様村一紙」三冊	* 長門国大道小道並灘道舟路之帳(毛九諸省二カ)
正保四	一六四七	六	二二	・「江戸より公儀御分限辻を以、日向守様・甲斐守様・美濃守様御分限辻と入組之所仕分々被仰遣候整物之控」 ・「御両国道帳」(写共)	* 公儀所日乗(毛一九日記四(三六の二一)) * 公儀所日乗(毛一九日記四(三六の二一)) * 公儀所日乗(毛一九日記四(三六の二一))
正保三	一六四六	八	一一	江木次郎右衛門・狩野太郎右衛門、井上筑後守へ国絵図の下書きを提出し、翌月三日に修正を指示される。国絵図下図の内見を受け、井上筑後守より毛利甲斐守・毛利日向守領内を色分けするよう指示される。国絵図の清書を、江戸の画師・八田助左衛門に依頼する。	
正保二	一六四五	六	三〇	・「御両国絵図於江戸江木次郎右衛門調被仰付公儀被差上ケ候絵図」一袋 幕府へ「萩御居城之絵図」二枚を提出。修正があり、承応元年六月一九日井上筑後守へ提出。厚母四郎兵衛作製。 ・「御城下絵図公儀より御好として江戸より被差下候絵図、於爰元清書書調被仰付被差登候此図江戸より被差下候控」 ・「御両国絵図被仰付候節、浦々津々え役人被差出究被仰付候絵図之野取」一袋	

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
承応元	一六五二	一	一一	帳二冊(幕府提出分の控) 厚母四郎兵衛就房、御両国絵図方に就任。	絵図二三八納箱在中 譜録 厚母与三房清(毛二三譜録あ六四)	厚母四郎兵衛就房	
承応二	一六五三	六	一九	・「御城絵図」一枚(慶安二年八月幕府提出分の修正。厚母四郎兵衛が江戸で作製。通常は御宝蔵方に保管) ・「御城絵図」一枚(国目付齋藤左源太、山田清大夫の要望による作製の控) ・「上使齋藤左源太殿・山田清大夫殿御泊り付」一袋 ・「御城破損所図」二枚(洞春寺先の破損所絵図。目付石川弥左衛門・石丸石見へ提出分の控) ・「長府御領絵図」二枚(清末藩成立時)	* 当島宰判萩御居城絵図(袋入絵図二五四) * 参考/三郡之絵図(承応二年二月一日、下関市立長府博物館寄託)	厚母四郎兵衛就房 厚母四郎兵衛就房 厚母四郎兵衛就房	
明暦元	一六五五	一一	一三	慶長一八年、寛永一一年石高帳の控に、慶安二年の控を備え、今後の参考とする。粟屋半左衛門作成。 ・「日向守様御領内佐波郡之内富海村堅田安房領分都濃郡戸田之内荅谷柳かうと境目出入之次第書立」一帳 ・「新屋敷割被仰付候二付、絵図仕立間数付」一冊 幕府へ「両御屋敷之絵図」を提出する。	* 石高訂正届控(県庁旧藩二八六)	厚母四郎兵衛就房	
明暦二	一六五六	一〇	一八	・「天津郡小田村熊野帳面前并新開石共二彼所堀切二被仰付候得共、地損石二相成上分地下より附出」一通、 「同七月絵図」一枚	* 諸事小々控(毛三一小々控二二(一))	厚母四郎兵衛就房	
寛文二	一六六二	四		・「長府御領栗野村と井上村との境目工事控」一袋 厚母三左衛門(四郎兵衛就種)、父四郎兵衛就房の絵図方勤功により、扶持方三人御切米四石にて召抱えられ、四郎兵衛の見習いを命じられる。 ・「萩城天守曲輪南之方御門脇石垣築直図」 厚母四郎兵衛就房病死につき、厚母四郎兵衛就種が相続する。	* 譜録 厚母与三房清(毛二三譜録あ六四)	厚母四郎兵衛就房	
寛文三	一六六三	三	二	・「巡見上使稲葉清左衛門殿・市橋三四郎殿・徳永頼母殿御国御通被成候諸事」一袋	* 譜録 厚母与三房清(毛二三譜録あ六四)	厚母四郎兵衛就房	
寛文四	一六六四	一〇	一六	・「長府御領絵図」一枚、「府中之絵図」一枚、「清末之絵図」一枚、「巡見上使へ長府より提出分の写」	* (府中)毛五八絵図三七五 力、清末同三五九カ)	厚母四郎兵衛就房	
寛文六	一六六六	一				厚母四郎兵衛就房	
寛文七	一六六七	七				厚母四郎兵衛就房	

寛文九	一六六九	五	二九	・「北條安房殿より被仰渡候公儀諸国絵図被仰付、隣国城下え之道度、国境え之程、家来大身之一門居所并出船之湊、江戸までの道度書附被差上候様二との儀にて於江戸御兩國絵図を以書付被差上候写」一袋 ・「萩城二丸御門外形南西石垣崩所御窺之図」一枚 ・「御城天守曲輪石垣式ケ所孕出御奉書」一通 ・「亀尾川御境目之道作り二付、安芸より入込作り候二付役人より申出書付、但宝曆八年右同シ」 ・「元禄三年三田尻向島干潟追て絵図を以御願被成候図」一枚 ・「上使高木忠右衛門殿・佐橋甚兵衛殿・服部久右衛門殿御御通之節諸事」一袋 ・「浜崎魚人屋敷所替被仰付候絵図」二枚（延宝九年、天和二年） ・「御城下絵図」一枚（宝永二年一〇月新調に伴い返却された古図） 栗栖等脩、三田尻御船倉絵図の作製を命じられる。	*	厚母四郎兵衛就種
延宝四 延宝五	一六七六 一六七七			厚母四郎兵衛、御国廻御供を堅固に勤めた褒美として小袖老ツを拝領。 ・「吉就公御国廻り之節御書付」二通（厚母四郎兵衛が道筋確認のため出張した際の書付） ・「島々図」折本二帖（吉就御国廻り以後、諸代官へ防長兩國島々絵図の提出が命じられ、各宰判提出の下書きを折本に仕立てた分の控） ・「地震二付御城内破損二付御普請所尤金崎矢倉先年破損仕置被置、此度御取立被成度との御願書付」一通（御奉書一通、江戸御状共） ・「唐樋新溝被仰付候時分御窺之絵図之控」 ・「従大公儀鉄炮御改之時之村附」一冊 厚母四郎兵衛就種、知行高七七石を拝領。	*	厚母四郎兵衛就種
天和二 天和三	一六八二 一六八三	一 六	二八	御留守居所日記（毛一九日記七（二）の二） 吉就公初テ御入国之時御国廻り一卷（毛六巡見事）	*	厚母四郎兵衛就種
貞享元	一六八四	一〇	一三	・防長島々絵図（県庁旧藩一六九カ）	*	厚母四郎兵衛就種
貞享三	一六八六			*（毛遠用物近前六七八、六七九）	*	厚母四郎兵衛就種
貞享四 元禄元 元禄三	一六八七 一六八八 一六九〇	九	二八	譜録 厚母与三房清（毛二三譜録あ六四）	*	厚母四郎兵衛就種 厚母四郎兵衛就種 厚母四郎兵衛就種
元禄四 元禄六	一六九一 一六九三	一 九	二八		*	厚母四郎兵衛就種 厚母四郎兵衛就種

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
元禄七	一六九四			二付、諸郡廻在之時分彼地罷越石盛直シ候様ニと御奉書ニ付て、厚母四郎兵衛罷越候付立控 ・「長崎御下り之上使稲垣対馬守殿・萩原近江守殿・安藤筑後守殿・石尾織部殿御國中御通被成候ニ付、厚母四郎兵衛御供被仰付ニ付て手鑑」 ・「御国上使妻木彦右衛門殿山中五郎右衛門殿え被差出候御城絵図」一枚	*	厚母四郎兵衛就種	
元禄八	一六九五	一	九	・「長府清未徳山岩国四ヶ所之町割之図」二袋(妻木彦右衛門・山中五郎左衛門へ提出分の控) ・「大畠瀬戸之境目出入有之濃々書付代官天野右衛門方より御蔵元差出候節、四郎兵衛被召出御尋之廉様子申上候趣、其後入江弥兵衛御使江戸被遣候節此段江戸被仰遣候故書付可差出由ニ付書付差出候控」 ・「御城絵図」(妻木彦右衛門・山中五郎左衛門より城絵図・両国絵図の提出を命じられ、早速作製して江戸へ提出。その後、元禄七年八月一八日上使妻木山中兩名の萩到着後、城絵図二枚・両国絵図二枚作製の指示があり、同八年一月九日、御城絵図一枚・国絵図一枚・桐箱入の二組を上使へ提出分の控) ・「御城下絵図」一枚(元禄八年一月九日、上使へ城絵図・国絵図を提出した後、城下町割絵図の要望があり、同年一月一三日に提出分の控) ・「妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿元禄七年八月十九日御両国え之為上使御下着被遊、同年十月朔日より同月廿一日迄御両国御巡見并両度御城にて御巡見え御振舞御悦之御帳、元禄八年二月十八日二江戸御帰萩御発駕之時分、扱亦上使御下り前元禄七年五月廿八日より御待請之御用意より以来諸事覚書」一帳 ・「吉広公御国廻り宿割帳」二冊(厚母四郎兵衛覚書)厚母四郎兵衛、江戸に上り、幕府国絵図役人と度々協議する。 ・「絵図之儀ニ付従公儀御書付物」一巻一袋 ・「萩橋本町唐樋之間屋敷図」 ・「御両国絵図」二枚(元禄二二年五月幕府へ修正分提出)	*	厚母四郎兵衛就種	
元禄九	一六九六	九			*	厚母四郎兵衛就種	
元禄一〇	一六九七	二	二		*	厚母四郎兵衛就種	

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
正徳二	一七二二	一〇		・「御両国絵図」一枚(正徳元年六月、藩主の要望により、両国絵図に鳥々の陸地からの海上里程を記入して提出した控。里程は、先年の鳥々絵図と同じものを記入。宍道玄蕃御用所にも絵図を提出。これは宝永七年巡見上使の際、無用になっていたもの) ・「周防長門両国浦々之者印判帳」一冊(大久保大隅守殿・横田備中守殿御印形物并御添高札御案文防長両国浦々庄屋年寄印判帳) ・「小瀬より赤間関え之馬継之儀」二付、大坂御留居方書付遣候」一卷 厚母四郎兵衛房信、絵図方を退任し、平田仁左衛門敦恒が絵図方に就任する。(房信は、嫡子御雇にて九カ年、家督以後一四カ年所勤)	*	厚母四郎兵衛房信 平田仁左衛門敦恒	
正徳三	一七二三	六	二	幕府より諸国見通を命じられ、平田仁左衛門、防長両国中並びに豊後・豊前へ出張し、享保五年江戸へ資料を持参する。 ・「上使松平与右衛門殿・落合源右衛門殿・遠藤源五郎殿御国御通り被成候節付出諸事」一袋 ・「豊後豊前へ見渡之御用」二付平田仁左衛門・同七右衛門被遣候覚書何辺有之との分」二包 ・「見通之儀」江戸より申来、其後三年戊・四年亥諸所之見通度々申来度々見分被仰付候、覚書絵図等一切覚書」一卷一袋 ・「御城洞春寺下西之仕切門之脇崩候」二付御窺之絵図」一枚、「御奉書」一通	*	平田仁左衛門敦恒	
享保二	一七二七			・「毛讃岐守様へ三万八千石被進候時分村分之帳并地下御渡之節御威入御配地庄屋共請状其外同帳相渡置候」 ・「長府御領御還附」二相成、其已後讃岐守様三万八千石二成被進候時、村分之御沙汰有之節長府御領絵図調被仰付候図控」 ・「御両国絵図」一枚(先年より、絵図の村名に間違いが	*	平田仁左衛門敦恒	
享保三	一七二八	八			* (長門国萩城破損」二曲西方石垣修復伺絵図)ほか(毛五八絵図八〇三、毛遠用物近前六八九・六九〇)	平田仁左衛門敦恒	

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
享保八	一七二三	九		有馬喜惣太、芝御前(毛利宗広妹皆子)婚禮準備のため御雇いとなり、元文元年まで一五年間雲谷家御用として度々出仕する。 ・「御城三曲輪御堀定浚御願絵図」一枚	譜録 有馬喜惣太武春(毛二三譜録あ一〇三)	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保九	一七二四	一		・「六連絵図」一枚、「蓋井島図」一枚(唐船方へ提出分の控) ・「享保九年辰於江戸大久保下野守殿・健部彦次郎殿閏四月十六日御勘定所罷出候様ニとの義ニ付、未近九左衛門罷出、下野守殿・彦次郎殿・御勘定組木村四郎兵衛殿御一座にて、萩城より大坂、赤間関より同断、上関より同断御尋ニ付九左衛門答書覚」 岩国領内村絵図の作製が開始され、享保一七年春に終わる。同時に村記を改訂増補する。 石高・境目・由来書(地下上申)の作成が始まる。 寺社旧記(寺社由来)の作成が始まる。	『享保増補村記』凡例岩国徴古館刊) 県庁旧藩・地下上申(一〇八〇 県庁旧藩・寺社由来(一〇二二	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保一一	一七二六	春		・「御城二之曲輪御堀浚之御窺略絵図」三枚 一村限明細絵図(地下図)の作製が始まる(豊浦郡長府領八道村地下図)。八道村庄屋西山家に、絵図方廻郡対応の記録が残る。(以後、延享四・明和五、六・天明八・文化八・文政四・天保七、八、九年の同記録あり) 平田仁左衛門、小身のため家業が維持し難いとして、銀子四〇〇目加増。 三谷清兵衛、井上武兵衛付添いとして郡中出張の際、供張り三人に槍持ちを願い出るが槍持ちは許されず。竹内平兵衛方直、明細絵図銘書を命じられ、同年一月二五日に終える。 ・「御城二曲輪南之方土橋東之方堀際之石垣同西之方堀際下石垣孕出候ニ付御窺之絵図」一枚 ・「江戸御付出同十六年御両国虫枯ニ付仮人え救厚志	*長門国萩之城二之曲輪堀浚之絵図(毛五八絵図八二) 八道村地下図(地下上申絵図二二二)、西山家文書(下関市豊田文化財資料室蔵)	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保一二	一七二七	八			考績抄御賞美先例(毛二二二諸臣一七九(四五の二三)) 御書附類写其外(毛四〇法令二五(四の二)) 譜録 竹内弥七郎方張(毛二三譜録た九六)	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保一三	一七二八	八				平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保一七	一七三二	一	二二			平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	
享保二〇	一七三五	四			*	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛	

元文二	一七三七	一一		<p>之者御付出被成候故、又々被仰遣各共郷村帳絵図之御帳其外見合を以書調、同年卯ノ九月八日御蔵元え差出申候控」</p> <p>有馬喜惣太、絵図方勤務となる（厳密には明細絵図方）。</p> <p>・〔御城三曲輪北浜堀浚御願之絵図〕二枚</p>	<p>譜録 有馬喜惣太武春（毛二三譜録あ一〇三）</p> <p>*長門国萩城水拔窺下絵図（毛五八絵図八一）</p>	<p>平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太 平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太</p>	
元文四	一七三九	一一		<p>松田等叔景明、明細絵図方へ引除所勤中、巡見上使の対応を命じられ、御両国絵図を作製。元文四年より宝暦元年まで一三カ年の間、日々明細絵図方へ出勤する。〔大島郡〕開作地拝領之時分御奉書写」</p> <p>井上武兵衛、了簡銀三五〇目を拝領。</p>	<p>譜録 松田等叔景明（毛二三譜録ま五四）</p> <p>〔大島郡〕開作地拝領之時分御奉書写（毛九諸省五八）</p> <p>考績抄御賞美先例（毛二二諸臣一七九（四五の二三）家八七）</p>	<p>平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太 平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太</p>	
寛保元	一七四一	一〇		<p>御国廻り道筋見分のため井上武兵衛、井上五郎兵衛、岩崎四郎兵衛、有馬喜惣太が生見村に滞留し、二三日後、洪前村に移動する。</p> <p>野田平右衛門房昌、絵図方介筆役となり、御国中道程記の書付け、寺社其外由来書を作成し、その後、明細絵図の書付けを行い、寛保三年七月まで三カ年勤務。</p> <p>松田等叔景明、観光院（毛利宗広）御国廻りの節、昼夜御蔵本に詰めて絵図を作製する。前年より御国廻り御用意の絵図も作製。</p>	<p>譜録 野田平右衛門房昌（毛二三譜録の一五）</p> <p>譜録 松田等叔景明（毛二三譜録ま五四）</p>	<p>平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太 平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太</p>	
寛保二	一七四二	九	一三	<p>御国廻りに際して、井上武兵衛、平田四郎左衛門、岩崎四郎兵衛、有馬喜惣太へ人馬・人夫差遣しの指示がある。</p> <p>・〔御国廻御行程記〕七帖（行程図筆者有馬喜惣太、由来書筆者岩崎四郎兵衛（八幡人丸神社所蔵控本の奥書）、寺社旧記〕七冊</p> <p>井上武兵衛、御国廻りでの勤功により報償を与えられる。その伺文において、「御国廻御行程記」の完成が何</p>	<p>御国廻り事（毛四〇法令一四二）</p> <p>御国廻御行程記（毛三〇地誌五七）、寺社旧記（毛一二社寺二一〇）</p> <p>国相府記録（毛九諸省七一八の一五）</p>	<p>（平田四郎左衛門） 井上武兵衛 有馬喜惣太 平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太</p>	
一〇	九	九				<p>平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛</p>	

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
寛保三		七		野田平右衛門房昌、高札方筆者役となり、延享元年五月まで二九年勤務。 ・「寛保年中絵図方へ差出候山代本郷村深福寺由緒書」一枚 ・「御城天守曲輪二曲輪石垣御取繕図」一枚	譜録 野田平右衛門房昌(毛二三譜録の一五) 毛遠用物近後二八一五(五五の五一)	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太	
延享三	一七四三	四		・「防長絵図」一枚、「雲州絵図」一枚(巡見上使小幡亦拾郎へ提出分の控。雲州絵図は作製の際に参考として借受けたものの写) ・「上使之節御国中御順見御付出諸事之覚」一袋	*長門国萩之城堀後又八石垣修理伺出図(毛五八絵図八一四(三二の二〇))	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太	
延享四	一七四七			井上武兵衛、御意銀六〇〇目を与えられる。	*考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の二三))	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太	
寛延二	一七四九	一一	九	・「山代宰判南桑村之内木屋同根笠村之内味噌谷岩国領二鹿村之内深山之浴之三ヶ所論地之図」	県史編纂所史料七九七	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太	
寛延三	一七五〇	七		一村限明細絵図がほぼ完成し、萩城書院で当職らに披露される(寛延三年七月以前)。	和智東郊座右記 乾(毛一六叢書三七(二の一))	平田仁左衛門敦恒 井上武兵衛 有馬喜惣太	
宝暦四	一七五四	一一	三〇	有馬喜惣太、明細絵図方を退任し、絵図方付きとなる。	譜録 有馬喜惣太武春(毛	平田仁左衛門敦恒	

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
宝暦一三	一七六三	六	二九	有馬喜惣太、寺社組に加えられ、郡方定居にして御國中御蔵入給領などの境界を、場合によっては絵図等を作製して明確にさせ、代々その仕事を怠転なく行うよう命じられる。 有馬喜惣太、御両国絵図調に付き廻在。	譜録 有馬喜惣太武春(毛二三)譜録あ一〇三)	平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太
明和元	一七六四	九	一三	絵図方保管絵図・文書の台帳を作成する。(国絵図、城絵図等) 大組平田四郎左衛門、御扶持方二人銀四〇目高直一三石外高二四石以上高四〇石・内三石被、寺社組郡方地理図師有馬喜惣太、高一五石。 〔玖珂熊毛郡御代官所諸控物付立〕に「諸村明細絵図拾七枚」同境目書十七冊「右之目録帳老冊」但、右三廉元文三年調被仰付分」と記される。 道中絵図「行程記」(萩往還、山陽道)が完成(中山道は明和八年、安永五年、東海道は天明七年から寛政元年)。	川村博忠「近世防長道中絵図「行程記」の内容と成立時期」(山口県地方史研究第五五号、一九八六)	平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太
明和二	一七六五	二	一	・「御両国委細之図」一枚、「殿様御好ニ付御両国絵図調被仰付調差上候控」一箱(新たな清書提出により返却された不要分) 絵図方保管絵図・文書の台帳を作成する。(二村限明細絵図、石高・境目・由来書、寺社旧記等) 有馬喜惣太、毛利宗広二女誠姫の婚礼に先立ち、「中国路行程記」四冊、「行程記」(萩、小瀬川)一冊の写しを作製する。	「諸役所控目録」(毛九諸省四〇(一七の七)) 「行程記」(写)(徳山毛利家文庫絵図一〇一)	平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太
明和四	一七六七	四	二八	有馬喜惣太、御両国土図の作製を命じられる。土図長持の表書に「明和四亥四月、有馬喜惣太預り」と記される。 ・「防長土図」(重要文化財) 防長土図、有馬喜惣太の預りとし、萩城御矢倉に保管される。出火の節は、喜惣太が御蔵元まで出頭し、兩人衆へ連絡の上、郡方で待機すること、足痛で出頭できない時は世倅八兵衛を代理とするよう命じられる。	雑部 下(毛五四目次九二八)(三の三) 五四〇一二九、山口県立山口博物館蔵 御当職所日記(毛一九日記二二)(一七八の一一)	平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太
六	四	四	七	五	二	四	有馬喜惣太

明和五	一七六八	二	六	八	有馬喜惣太、諸郡出張を命じられる。絵図方から参考用に出張先の諸郡明細絵図を借り受ける。 有馬喜惣太、廻郡につき、絵図方から明細絵図・諸郡諸村由緒書を借り受ける。 ・「長府領豊浦郡境目書三冊之内 豊田」「豊浦郡長府領豊田由来書三冊之内 豊田」「豊浦郡境目書三冊之内 豊東」〔有馬喜惣太作成〕 元禄一二年幕府提出の国絵図の控を至急江戸へ持参するよう命じられる。 有馬喜惣太没す。	御当職所日記(毛一九日記 二二(一七八の二)) 雑部 上(毛五四目次九二(八)(三の二)) 地下上申九八六〜九八八	平田四郎左衛門敦能 平田四郎左衛門敦能 平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太 有馬喜惣太 有馬喜惣太
明和六	一七六九	四	四	二四	平田仁左衛門敦則、絵図方に就任する。	御西国縁絵図覚書(袋入絵図一五(二の二)) 防長人物誌(近藤清石文庫三三八) 役人帳 十ノ下(泉史編纂所史料八一五) 雑事書抜 自宝暦以後至天保六年(毛九諸省九七)、考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九))	平田四郎左衛門敦能 平田四郎左衛門敦能 平田四郎左衛門敦能	有馬喜惣太 有馬喜惣太 有馬喜惣太
明和七	一七七一	七	七	二一	平田仁左衛門、いまだ絵図方家業の役年にいたらないが、当年一八歳になり、父四郎左衛門の下で修行していることから、家業に鑑み、格別の計らいで絵図方勤務となる。絵図方と高札方を兼帯。	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九))、周防長門大絵図(毛五八絵図二四〇)の添付文書	平田仁左衛門敦則 平田仁左衛門敦則	有馬八兵衛 有馬八兵衛
安永元	一七七二	二	二	二〇	御宝蔵保管の元禄一二年〜一四年幕府提出の御西国大絵図、縁絵図、御石高帳類、安芸石見豊前御取替之図、来状等の写は、明和六年五月御用のため江戸に移されていたが、安永元年二月類焼により焼失したため、絵図方保管の控を参考にして復元される。平田仁左衛門が寛政三年二月入注文に経緯を記す。 平田仁左衛門・有馬八兵衛、出張の途次、中絶していた吉敷郡吉敷村関谷一里塚の塚木に記す里程を示し、復旧を指示する。	諸控(野村家二八)	平田仁左衛門敦則	有馬八兵衛
安永二	一七七三	二	二	一九	秋田九左衛門、同年より八年間、三田尻御殿用意のための三田尻宰判明細絵図、並びに郡方において諸郡御立山絵図その他、日光御手伝方御用物の作製等に従事する。防長土図の所管を、郡方から御宝蔵へ移す。	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九)) 〔受取〕有馬喜惣太調之はり抜図新御宝蔵受二被仰付候二付兼重忠左衛門請取在中(毛遠用物近後一八七七)	平田仁左衛門敦則	有馬八兵衛
安永四	一七七五	三	三	一七	有馬八兵衛跡目末期御法により減知の上、有馬権次が相続する(寺社組郡方地理図師)。		平田仁左衛門敦則	有馬権次
安永六	一七七七	三	三	一七			平田仁左衛門敦則	有馬八兵衛
安永七	一七七八	八	八	二六			平田仁左衛門敦則	有馬権次

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
天明三	一七八三	一一	五	後藤九郎右衛門二男孫助、有馬喜惣太弟子としての功績により、秋田新太郎の養子となり家業を継ぐ(三十人通地理図師)。	級進退知行増減等附立(毛一〇諸役四) 享保十七年以来無給通已下業人取立没取業拔業替階級進退知行増減等附立(毛一〇諸役四)	平田仁左衛門敦則	有馬権次 秋田孫助
天明三	一七八三			三十人通地理図師秋田九左衛門、絵図方へ出勤し、以後一八年間にわたり、明細絵図、寺社日記等の作成並びに絵図の書継ぎや手入れ等に従事する。	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九))	平田仁左衛門敦則	秋田九左衛門
天明六	一七八六			平田仁左衛門、幕府提出用の郷村高辻帳を作成。その後、御勘定所提出の写しを作成。	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九))	平田仁左衛門敦則	
寛政三	一七九一	一一		平田仁左衛門、巡見上使御用のため随行を命じられる。有馬左市郎、御好絵図調製のため廻在する。	御賞美先格書拔(毛三五賞罰一七(二五の一二)) 有馬喜惣太・同左一郎廻在の覚(毛遠近後三二(四))	平田仁左衛門敦則	有馬左市郎
寛政三	一七九一	一一		土肥新之允、野田平右衛門、国目付御用の御両国絵図御城絵図ほかの助筆として絵図方に出勤。野田は寛政三年一月から同四年三月まで、土肥は同三年一月一月から御用終了まで出勤。	上使一件御用相調候役人付(毛二柳營四二(〇二の三八))	平田仁左衛門敦則	
寛政四	一七九二	二	二九	・「御国目付加藤靱負近藤三左衛門来藩一件録(御国附御勤書一件)」	御国目付加藤靱負近藤三左衛門来藩一件録(毛二柳營四二(〇二の五三))	平田仁左衛門敦則	
寛政四	一七九二	二	二九	平田仁左衛門、国目付加藤靱負・近藤三左衛門来藩につき小瀬へ出張。八月三日帰国のため萩出立まで随行。	御国目付加藤靱負近藤三左衛門来藩一件録(毛二柳營四二(〇二の五三))、考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九))	平田仁左衛門敦則	
寛政六	一七九二	二		平田仁左衛門、秋田九左衛門、芸州大竹村と岩国領脇村境目争論に関する用務を命じられ、江戸へも出張する。 ・「芸防御境目一件」	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(四五の五九)) 芸防御境目一件(県庁旧藩四四九)	平田仁左衛門敦則	秋田九左衛門
寛政八	一七九六	三	一一	平田仁左衛門、絵図方廻在の願書を提出する。	毛遠近後九二七 公儀事控(毛四一公儀事控)	平田仁左衛門敦則	

寛政一二	一八〇〇	四	二八	の提出を命じられる。 秋田九左衛門、地理図師勤功一四年により御声懸かりを受ける。 平田仁左衛門、了簡銀三〇〇目を拝領。	一六(四〇の二八)、考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(二四五の五九))	平田仁左衛門敦則	秋田九左衛門
享和二	一八〇二	春	二二	秋田九左衛門、地理図師勤功一八年により御声懸かりを受ける。 郡方地理図師有馬詠次の筆並を無給通より筆下、御徒士より筆頭とする。 諸郡御立山絵図作製を命じられる。	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(二四五の五九)) 雑事書抜 自宝曆以後至天保六年(毛九諸省九七)	平田仁左衛門敦則	有馬詠次
文化元	一八〇四	一一	三〇	・「境目絵図 此分絵図入交に付き追而さん談夫々へ入置候事 絵図方」〔御境目絵図〕 絵図方平田仁左衛門、公儀提出書類において、海辺順村付・人家有之島々の内容間違えにより逼塞を命じられる。 寺社組郡方地理図師有馬詠次、郡方における筆並の件で、奉行に対して異議を申し立てた結果、逼塞を命じられる。 伊能忠敬、防長両国の海岸、島嶼を測量。六月六日に終える。	諸事小々控(毛三二小々控一八(二二の二)) 諸事小々控(毛三二小々控一八(二二の二))	平田仁左衛門敦則	有馬詠次
文化三	一八〇六	四	四	・「絵図方之支出物控」 伊能忠敬、防長両国の南方陸地を測量。	『毛利十一代史』卷九六、測量方御用意記他(徳毛・測量方書上一)・八・二)	平田仁左衛門敦則	
文化六	一八〇九	一一		伊能忠敬、防長両国内を測量する。二月九日まで。	勝間田家一〇	平田仁左衛門敦則	
文化八	一八一一	一	二〇	平田仁左衛門、御意銀四〇〇目拝領。	御当職所日記(毛一九日記二二(二七八の四九))	平田仁左衛門敦則	
文化九	一八一二	一	一八	徳山藩、朝倉南陵へ心付けとして絵図方兼勤中暮々銀二枚を給付する。鳥野甚吉育阿武才次郎、絵図方手伝役となる。 ・「絵図方之事全録」(徳山藩)	考績抄御賞美先例(毛二二諸臣一七九(二四五の五九)) 絵図方之事全録(徳毛・法制方二二)	平田仁左衛門敦則	
	九	五			絵図方之事全録(徳毛・法		

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
文化一〇	一八二三	一〇	二八	伊能忠敬、防長両国を測量する。 徳山藩、御蔵本に絵図方役所を設置し、朝倉南陵、阿武才次郎に出勤を命じる。 徳山藩、絵図方の出勤取計方についての定書きを作成する。	『毛利十一代史』巻九九 絵図方之事全録(徳毛・法制方二)		
文化一一	一八一四	一	二八	有田伝左衛門組文蔵、高札方絵図方手子として四四年所勤により土雇に準ぜられる。 有馬詠次、家業の地理道稽古のため、公儀衆伊能勘解由方への入門を許可され、御用の間合問合に参ることとなる。	賞美先格書抜(毛三五賞罰 一七(二五の二三) 御意口上控(毛三八御意控 一五(四三の三九)		
文化一三	一八一六	二	五	有馬詠次、家業の地理道稽古のため、公儀衆伊能勘解由方への御用の間合問合に参りたいと願ひ出て許可される。	御意口上控(毛三八御意控 一六(三二の二)		
文化一四	一八一七	六	二二	山口宰判郷名の由緒につき山口代官三上仁左衛門へ問ひ合わせる。 ・「御国中地名唱等之儀に付き絵図方へ江戸御密用より詮議筋申来候内二御末家岩国御領二而難相知廉々問被懸候様平田四郎左衛門調出候現書在中」 ^一 平田四郎左衛門、添石の際は絵図方へ通知し、隣村境争論の際はその場所の図並びに境目書を地下役人押印の上、絵図方へ提出するよう藩府に願ひ出る。 毛利輝元二百回忌につき由緒詮議を命じられるが、絵図方だけでは不十分であり、諸宰判・支藩への照会を願ひ出る。	山口御宰判地名私考案(多賀社文庫三三) 毛速用物近後三二六八	平田四郎左衛門 (のち弥次兵衛)	
文政二	一八一九	閏四	一六	山口宰判郷名の由緒につき山口代官三上仁左衛門へ問ひ合わせる。 ・「御国中地名唱等之儀に付き絵図方へ江戸御密用より詮議筋申来候内二御末家岩国御領二而難相知廉々問被懸候様平田四郎左衛門調出候現書在中」 ^一 平田四郎左衛門、添石の際は絵図方へ通知し、隣村境争論の際はその場所の図並びに境目書を地下役人押印の上、絵図方へ提出するよう藩府に願ひ出る。 毛利輝元二百回忌につき由緒詮議を命じられるが、絵図方だけでは不十分であり、諸宰判・支藩への照会を願ひ出る。	諸沙汰物御書渡類(毛九諸省一四九(六の二)) 密局日乗(毛一九日記一八(二九の七四))	平田四郎左衛門	
文政六	一八二三	二	二七	山口宰判郷名の由緒につき山口代官三上仁左衛門へ問ひ合わせる。 ・「御国中地名唱等之儀に付き絵図方へ江戸御密用より詮議筋申来候内二御末家岩国御領二而難相知廉々問被懸候様平田四郎左衛門調出候現書在中」 ^一 平田四郎左衛門、添石の際は絵図方へ通知し、隣村境争論の際はその場所の図並びに境目書を地下役人押印の上、絵図方へ提出するよう藩府に願ひ出る。 毛利輝元二百回忌につき由緒詮議を命じられるが、絵図方だけでは不十分であり、諸宰判・支藩への照会を願ひ出る。	毛二二地誌五五 諸郡御代官廻状継立之内 廉有分書抜一(毛九諸省一三八(五の二))	平田四郎左衛門	
文政七	一八二四	一〇	一九	諸郡高札の交換について、従来は破損次第としていたが、今後は交換を年一回とし、一月中に高札方へ申請することになる。 幕府勘定所へ周防国長門国郷村高帳を提出する。	諸郡御代官廻状継立之内 廉有分書抜一(毛九諸省一三八(五の二)) 郷村高帳御付出一事(毛一一政理二六九、郷村高	平田四郎左衛門	
天保五	一八三四	一一	九	幕府勘定所へ周防国長門国郷村高帳を提出する。	郷村高帳御付出一事(毛一一政理二六九、郷村高	平田四郎左衛門	

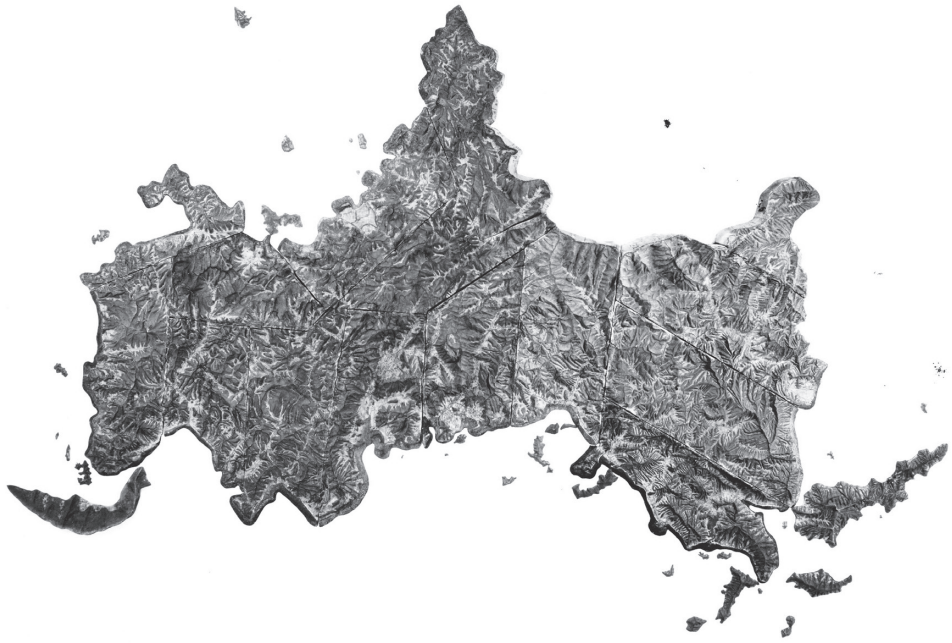
天保七	一八三六	八	一七	・「周防国長門国一円郷村高帳」 城中石垣修築に関し幕府から全体図を添付して申請するよう指示され、城郭全図の作製を命じられる。 城中石垣修築申請用の絵図を幕府へ提出する。	帳草案(毛一一政理二七〇) 周防国長門国一円郷村高帳 (国守旧藩二九五) 御在国中御用状控(両公伝 編年史料一九五五) 御在国中御用状控(両公伝 編年史料一九五五)	平田四郎左衛門	
天保八	一八三七	六	三	幕府へ御両国絵図(周防国六卷、長門国七卷)を提出する (天保国絵図)。 幕府より防長両国脇往還人馬継立の宿駅等に関する絵 図並びに演説書作成を命じられる。	御両国絵図(毛五八絵図 二四四)、御用状控(毛四九 状控一六(五〇の二)) 御用状控(毛四九状控一六 (五〇の二))	平田四郎左衛門	
天保一〇	一八三九	一一	八	絵図方、密用方へ豊浦郡寺社由来記を提出する。	密局日乗(毛一九日記一八 (二九の九九))	平田四郎左衛門	
天保一一	一八四〇	一	二四	密用方、絵図方から通い帳にて厚狭郡・吉敷郡寺社由 来書を持ち帰る。 平田弥次兵衛、藩領絵図の記載方法を藩府に伺う。	密局日乗(毛一九日記一八 (二九の九九)) 流弊改正控三(毛一一政理 一四〇(九の三))	平田弥次兵衛	
		八	五	平田弥次兵衛、防長全図の作製を命じられる。	忠正公一代編年史稿四(毛 五九忠正公一代編年史 (二二三の四)) 量地事入目(毛九諸省一五四)	平田弥次兵衛	
		八		・「量地事入目」 平田弥次兵衛、旧弊改正に関する意見書の提出に際し て、差向き無しと回答する。	御改正ニ付地方ヨリ申出 (毛一一政理一三八)	平田弥次兵衛	
天保一二	一八四一			・「御両国明細絵図(原本)」	五四〇―二四、山口県立山 口博物館蔵	平田弥次兵衛	
天保一三	一八四二	四	二	・「防長両国郡別絵図(写)」(御両国明細絵図) 絵図方平田弥次兵衛・地理図師秋田治兵衛、羽賀台の 町数を測量する。 蔵本兩人、絵図方に「羽賀台之図」を提出させる。	袋入絵図二〇―二七 講武秘策二(毛一五文武 四〇(一五の二)) 講武秘策二(毛一五文武 四〇(一五の二))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
		一〇	三	・「御両国寺社由来付渡帳」	御両国寺社由来付渡帳(県	平田弥次兵衛	秋田治兵衛

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
天保一四	一八四三	三	一四	秋田治兵衛、藩士から提出された備印、鍵幟、差物などの図面作製を命じられる。	庁田藩九〇三) 講武秘策二〇(毛一五文武四〇(二五の一))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
弘化元	一八四四	三	四	長府領民本藩領永否所標木撤去事件に関して、現地調査のため密かに平田弥次兵衛・製図師秋田治兵衛が派遣される。	先大津宰判島戸永否床御本手領長府領論地一件(毛九諸省二〇四)	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
弘化二	一八四五	一一	二〇	幕府から防長沿海防備に関して南海方面も北海と同様に海岸の地理、海の深淺、城下迄の里程、台場遠見番所等を調査し、その絵図面提出を命じられる。	異賊防禦御手当一事控(毛二八防寇四一(八の三))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
弘化三	一八四六	一一	一〇	異賊防禦に関して、南海方面の防備調査を完了し、幕府へ南北両海岸の防備大絵図を提出する。	長門国周防国海岸村別里数要津浅深台場絵図(袋入絵図二八)、長門国周防国海岸村別里数浅深絵図(同二九)、異賊防禦御手当一事控(毛二八防寇四一(八の三))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
嘉永二	一八四九	三	五	平田弥次兵衛、父仁左衛門の勤功により御意銀四〇〇目を加増される。	御賞美帳(毛三五賞罰二(一六の一六))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
嘉永三	一八五〇	一一	二七	幕府から領内沿海図並に寇備人員武器等の調査を命じられる。	異国船事公儀御書附控(毛二八防寇五)	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
嘉永四	一八五一	一	二四	江戸留守居役に警備調査及び沿海図を送ったが、幕府から絵図上に末家配地を区分するよう指示され、一月二七日、留守居手元役から絵図正副二枚が返送される。	異賊防禦御手当一事控七(毛二八防寇四一(八の七))	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
嘉永五	一八五二	四	二七	異賊防禦手当に関する海岸その他の図面および長府領角島台場築立図面等について、幕府より訂正指示あり。藩府から江戸留守居方に絵図面を送って照会する。	両公伝編年史料(両公伝二〇七〇)	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
嘉永六	一八五三	二	四	平田弥次兵衛、藩府の諸役所人員削減に対し、用務多忙につき絵図方人員の確保を願ひ出る。	両公伝編年史料(両公伝二二〇〇)	平田弥次兵衛	秋田治兵衛
		五	一一	幕府から、江戸地図改正資料として拝領屋敷上中下屋敷預地抱屋敷町屋敷等其兩隣向屋敷名等を記し、五月中に作事定小屋へ提出を命じられる。	両公伝編年史料(両公伝二二一一三)	秋田治兵衛	秋田治兵衛
		六	一一	絵図方、兩人所へ寺社其他御惱所詮議のため寺社由緒書の貸出しを命じられる。	朝倉家五四	秋田治兵衛	秋田治兵衛
				・「田島図島方御絵図方御用図面之写」(袋のみ) 水津謙次、絵図方高札方記録類明細絵図等の曝書終了	諸記録綴込(毛三二部寄一)	秋田治兵衛	秋田治兵衛

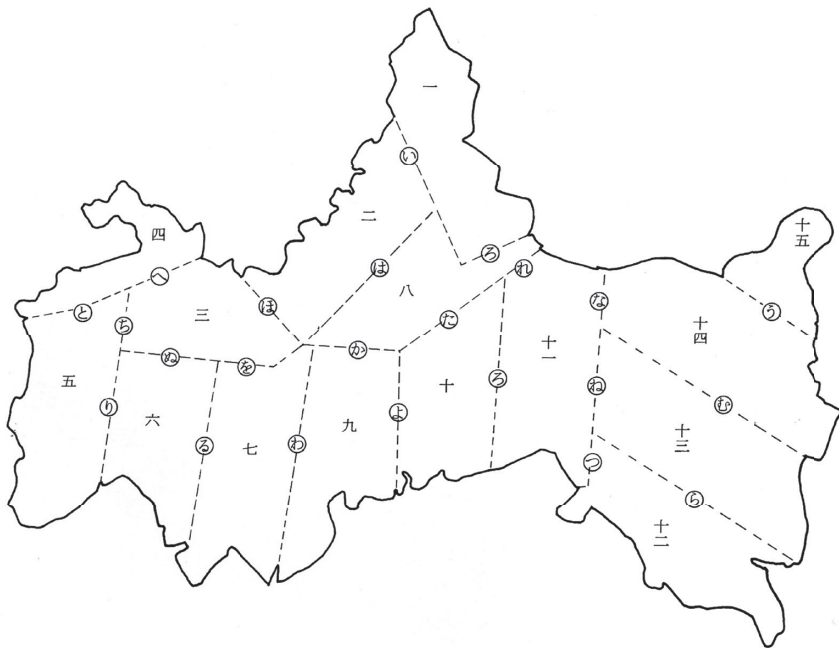
安政元	一八五四	四	二三	まで勤務を命じられる。 郷村帳の作製を命じられる。翌日、天保度の控を御宝蔵方から貸し与えられる。 ・「郷村帳調一件日記」「郷村高辻帳調一件控」「郷村帳調二付諸沙汰控」(右筆波多野藤兵衛・野田神蔵・木村茂兵衛、助筆神田源八、郷村帳掛久坂権之助、絵図方増手子御蔵元付十蔵の名が見える) ・「周防国長門国郷村高辻帳」 ・「領知御添目録写」	(二四の一〇) 郷村帳調一件日記(県庁旧藩三〇一) 郷村帳調一件日記(県庁旧藩三〇一)、郷村高辻帳調一件控(県庁旧藩三〇三) 郷村帳調二付諸沙汰控(県庁旧藩三〇四)	平田小右衛門 平田小右衛門	秋田治兵衛 秋田治兵衛
安政二	一八五五	三	一〇	弥吉嫡子縄田吉三郎、高札方定筆を命じられる。 絵図方、藩府へ郷村帳添目録控二冊、納箱の仕様について伺う。 ・「御勘定所へ被差出候郷村并御添目録写調一件諸控」	周防国長門国郷村高辻帳(県庁旧藩三〇〇) 領知御添目録写(県庁旧藩二九六) 諸記録綴込(毛三二部寄三(一八の一)) 諸記録綴込(毛三二部寄三(二八の一七))	平田小右衛門 平田小右衛門	秋田治兵衛 秋田治兵衛
安政三	一八五六	四	二五	高札方、藩府へ当職座交替に伴う高札の作製方法を伺う。 山田亦介に兵庫戍衛地へ出張を命じ、地理図師秋田治兵衛を同行させる。	諸記録綴込(毛三二部寄六(三一の二八))、両公伝編年史料(兵庫警衛一件(三)(両公伝三三九〇))	平田小右衛門 平田小右衛門	秋田治兵衛 秋田治兵衛
安政五	一八五八	九	八	これまでの地震によって破損した萩城天守曲輪北方石垣ほかの修理を幕府へ申請するため、当職より当役へ近々絵図面を送付するよう通知する。 ・「領知御添目録写」	諸記録綴込(毛三二部寄七(三二の二八)) 御添目録写(県庁旧藩二九七(二九九))	平田小右衛門	秋田治兵衛
安政六	一八五九	一一	二八	源内嫡子小川信祐、高札方定助筆を命じられる。	諸記録綴込(毛三二部寄八(三一の一九))	平田小右衛門	秋田治兵衛
万延元	一八六〇	三	二三	郷村高辻帳写一冊・添目録写一冊を一箱に入れて江戸へ提出する。	諸記録綴込(毛三二部寄八(三一の三〇))	平田小右衛門	秋田治兵衛
文久三	一八六三	七	一〇	村岡源蔵・松村直之進の根役勤務を解き、武具方勤務	諸記録綴込(毛三二部寄二)	平田小右衛門	秋田治兵衛

和暦	西暦	月	日	事項	出典	絵図方	(郡方)地理図師
元治元	一八六四	五	一九	とし、地理図師秋田治兵衛に村岡らの前職を兼務させる(御用所記録書調力)。毛利敬親、近辺を巡視し秋田次兵衛の測量を観る。	(二七の二五) 高杉丹治編輯日記二三七(毛六〇)高杉丹治編輯日記一(一五七の二三七)	平田小右衛門	秋田治兵衛
慶応元	一八六五	七	五	絵図方平田小右衛門、巡見使の随行を命じられる。	京師変動以来控七(毛六四) 京師変動一件四(八の七)	平田小右衛門	秋田治兵衛
		七	五	絵図方、御医師・御茶堂・馬医らと共に、巡見使帰路の際に随行を解かれる。	京師変動以来控八(毛六四) 京師変動一件四(八の八)	平田小右衛門	
慶応二	一八六六	七	一八	秋田治兵衛、山口市で中絵図二枚(折屏風仕立て)の献納を許される。	奉書控(毛三七奉書三六(七の五)) 御小納戸日記(毛四忠正公五一(五六の五〇))	平田小右衛門	秋田治兵衛
		七	一〇	絵図方、「両国縮図」(広折四枚続き)一枚の作製を命じられる。毛利敬親、先に作製を命じた防長両国絵図を覧る。	御小納戸日記(毛四忠正公五一(五六の五〇)) 軸物追加一六一・一六二	平田小右衛門	
慶応三	一八六七	二	一六	・「伊能小図(写)」(掛幅装の軸志に「慶応元丑十一月、張付師中尾徳蔵」の墨書がある) 絵図方、藩府に清末領交換地の絵図作製方を伺う。 沙汰の伝達先は「絵図方役人小村権平」。	奉書控(毛三七奉書三六(七の七)) 奉書控(毛三七奉書三七(五の三))	平田小右衛門	秋田治兵衛
		二	一四	秋田治兵衛、芸石絵図写し取り等の急務遂行に対する褒賞を検討される。 昨年、指示のあった各代官所保管諸郡明細絵図の山口国政方への提出に関して、未提出の宰判について調査し、同絵図が作製半途の場合は、絵図方に作製を依頼するよう郡方へ通達される。	奉書控(毛三七奉書三七(五の五)) 奉書控(毛三七奉書三七(五の四))	平田小右衛門	
慶応三	一八六七	二	一六	絵図方、用務を調整し、時々山口へ出張するよう命じられる。 山田宇右衛門、御目付役一人、絵図方一人、小郡宰判白松庄と船木宰判車地村との境、防長国境調査のため出張を命じられる。	諸記録綴込(毛三二部寄一五(四の三)) 御意口上控(毛三八御意控二〇(二の二〇))	平田小右衛門	秋田治兵衛
		二	一四	秋田治兵衛、芸石絵図写し取り等の急務遂行に対する褒賞を検討される。 昨年、指示のあった各代官所保管諸郡明細絵図の山口国政方への提出に関して、未提出の宰判について調査し、同絵図が作製半途の場合は、絵図方に作製を依頼するよう郡方へ通達される。	奉書控(毛三七奉書三七(五の五)) 奉書控(毛三七奉書三七(五の四))	平田小右衛門	

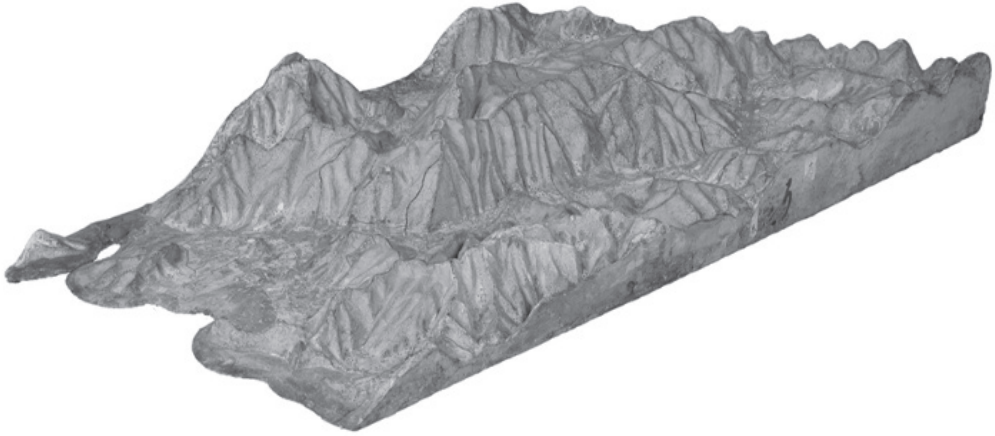
明治元	一八六八	一二	一	秋田治兵衛嫡子吉之進、御用絵図方手伝のため、鍾秀隊士としての石州出張を解かれる。 ・「周防国長門国郷村高辻帳」	諸記録綴込(毛三二部寄一五(四の二三)) 周防国長門国郷村高辻帳(県庁旧藩三〇五)	平田小右衛門	秋田治兵衛
明治二	一八六九	二	三〇	平田小右衛門、豊石預り地の絵図面作製のため、現地調査を許可される。 絵図方を廃止して、絵図類その他は民政局へ引渡し、地理図師秋田治兵衛を民政主事附属とする。 絵図方廃止に伴い、今後の同役人の階級について検討を願う出る。 平田小右衛門、絵図方高札方廃止に伴い、上川清輔・杉原藤右衛門へ所管記録類の引渡しを命じられる。 絵図方御人数藤村十兵衛、藤村兼太郎、森柳勇之允、湯浅半兵衛、森田藤二郎、岸孫六が出張して、洪前に宿泊する。	御改正一件(毛九諸省二七八(二の三)) 郡奉行所役人進退御伺記四(毛一〇諸役九(四の四))	平田小右衛門	秋田治兵衛
明治三	一八七〇	五	二二	絵図方平田小右衛門、地理図師有馬平太・秋田治兵衛の家業を解き、平士とする。	御改正一件(毛九諸省二七八(二の三)) 郡奉行所役人進退御伺記四(毛一〇諸役九(四の四))	平田小右衛門	有馬平太 秋田治兵衛
明治四	一八七一	四	一五	秋田治兵衛、老年のため郡用局御用掛を辞任する。			



▽明和4年(1767)4月 有馬喜惣太、御両国土図の作製を命じられる。土図長持の表書に「明和四亥四月、有馬喜惣太預り」と記される。【雑部 下(毛54目次92(8)(3の3))、540-29、山口県立山口博物館】重要文化財



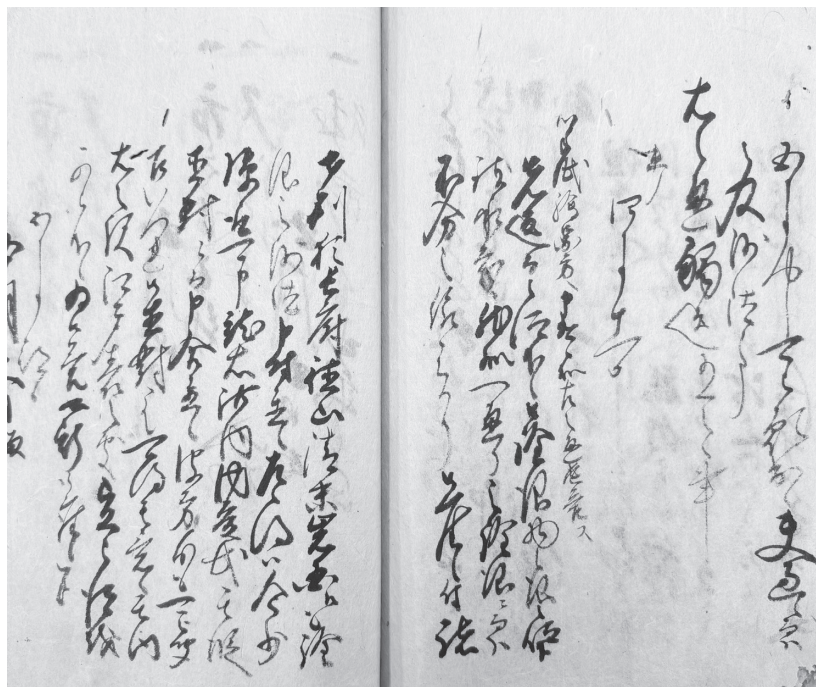
防長土図接合図(漢数字は切番号、○囲み文字は合紋)



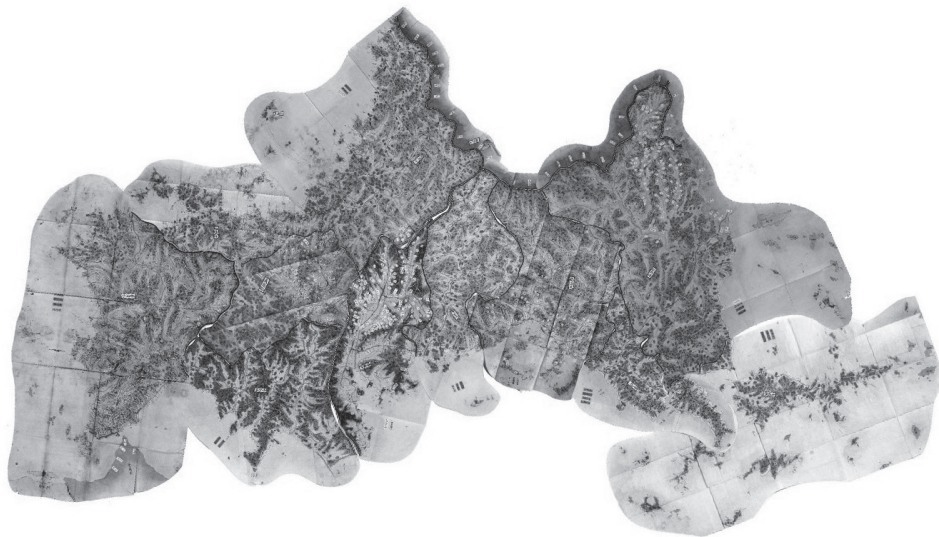
十の切(三田尻・小郡。山口・都濃・徳地宰判)



十一の切(徳山・富田周辺)



▽文政6年(1823)5月1日 天樹院(毛利輝元)二百回忌につき由緒詮議を命じられるが、絵図方だけでは不十分であり、諸宰判・支藩への照会を願い出る。【密局日乗(毛19日記18(129の74))】



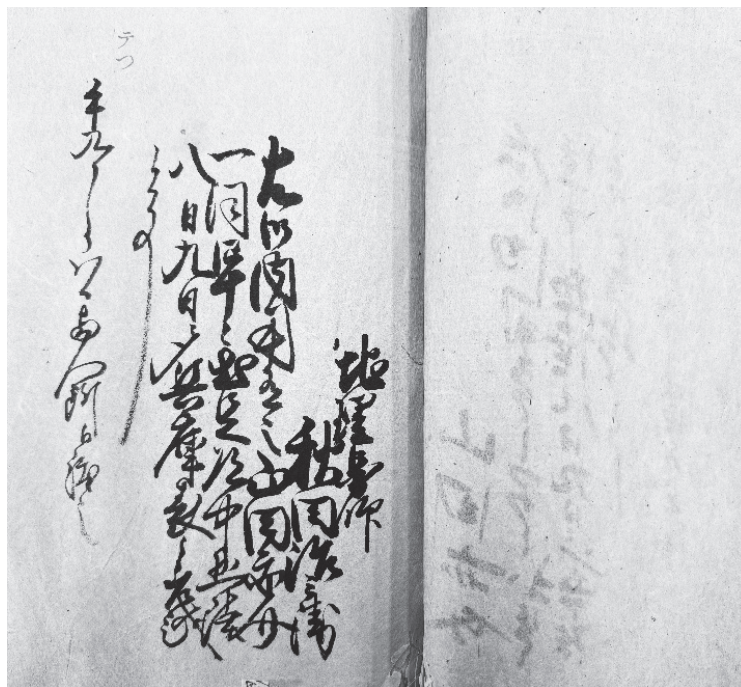
▽天保12年(1841)「御両国明細絵図」(原本)【540-24、山口県立山口博物館】「防長両国郡別絵図(写)」(袋入絵図20~27、山口県文書館蔵)と伝来過程で別れたもの。合成写真。



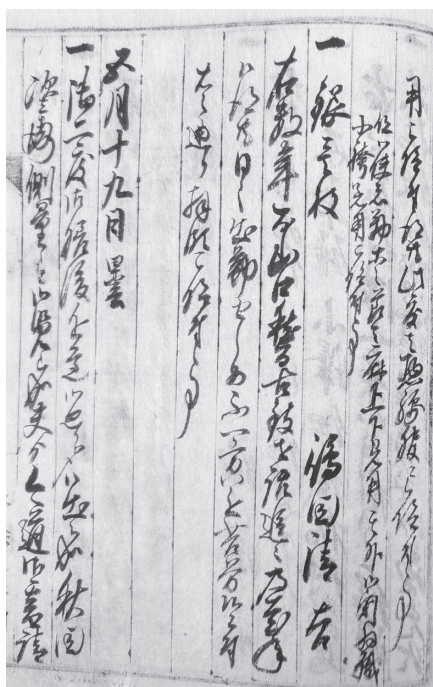
阿武郡



吉敷郡 山口部分拡大



▽安政5年(1858)9月8日 山田亦介に兵庫戍衛地へ出張を命じ、地理図師秋田治兵衛を同行させる。
【諸記録綴込(毛32部寄6(31の26))】



▽元治元年(1864)5月19日 毛利敬親、近郊を巡視し秋田次兵衛の測量を観る。【高杉丹治編輯日記
137(毛60高杉丹治編輯日記1(157の137))】